⑶　**化学物質に関する未解明の問題への対応**
第１章第９節の３．⑶③参照
⑷　**化学物質に関する安全・安心の一層の増進**
第１章第９節の３．⑶④参照
⑸　**化学物質に関する国際協力・国際協調の推進**
第１章第９節の３．⑶⑤参照
⑹　**国内における毒ガス弾等に係る対策**
平成15年６月６日の閣議了解及び平成15年12月16日の閣議決定を踏まえ、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための環境調査等を、関係省庁と連携して、地方公共団体の協力の下、着実に実施する。また、環境省に設置した毒ガス情報センターにおいて、継続的に情報収集し、集約した情報や一般的な留意事項の周知を図る。

## 第２節　各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

### １．経済・社会のグリーン化の推進

⑴　**商品・サービスに係る環境に関する情報の共有、コミュニケーションの促進**
第１章第１節第１項の３．⑶［需要側の行動を促す施策の展開］①参照
⑵　**環境に配慮した選択を行う消費行動の推進**
第１章第１節第１項の３．⑶［需要側の行動を促す施策の展開］②参照
⑶　**事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示**
第１章第１節第１項の３．⑶［供給側の行動を促す施策の展開］①参照
⑷　**環境ビジネスの振興・環境金融の拡大**
第１章第１節第１項の３．⑶［供給側の行動を促す施策の展開］②参照
⑸　**環境の視点からの経済的インセンティブの付与**
第１章第１節第１項の３．⑶［経済的インセンティブ等］①参照
⑹　**国際市場を視野に入れた取組**
第１章第１節第１項の３．⑶［経済的インセンティブ等］②参照

### ２．技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

⑴　**グリーン・イノベーションの推進**

**①環境研究・技術開発の実施体制の整備**

時宜を捉えた総合的推進計画の策定などによる適切な目標設定や、環境研究の中核を担う独立行政法人国立環境研究所の研究開発法人としての機能強化、地方公共団体の環境研究機関との連携強化、環境調査研修所での研修の充実等を通じた人材育成などにより基盤整備に取り組む。

また、研究開発の担い手となる民間企業や大学等の研究開発主体への研究開発支援を充実させ、環境ビジネスの創出を含む環境産業や学術研究の振興を図る。

これらの官民による研究開発等の実施状況については、体系的な把握、整理に努め、情報を社会に共有する。

**②環境研究・技術開発の推進**

第１章第１節第２項の３．⑵①に掲げた、重点的に取り組むべき環境研究・技術開発に加え、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に資する研究開発や、人の健康や環境に対するリスク（公害、環境汚染等）を低減し安全を確保するための研究開発などを実施する。

**③環境研究・技術開発の効果的な推進方策**

第１章第１節第２項の３．⑵②参照

⑵　**官民における監視・観測等の効果的な実施**

監視・観測等については、個別法などに基づき、着実な実施を図る。また、広域的・全球的な監視・観測等については、国際的な連携を図りながら実施する。

このため、監視・観測等に係る科学技術の高度化に努めるとともに、実施体制の整備を行う。

また、民間における調査・測定などの適正実施、信頼性向上のため、情報提供の充実や、技術士（環境部門等）などの資格制度の活用などを進める。

⑶　**技術開発などに際しての環境配慮等**

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施する。また、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施する。

### ３．国際的取組に係る施策

⑴　**地球環境保全等に関する国際協力の推進**

**①「グリーン経済」を念頭においた国際協力**

第１章第２節の３．⑶①に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

**国際協力における環境配慮の徹底**

国際協力における環境配慮の徹底のため、あらゆる開発計画及び案件・プログラムにおいて環境保全の要素を取り込むとともに、ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインを踏まえ、適切な環境配慮がされた取組を支援することによって、環境問題が改善に向かうよう努める。

**②重点地域における取組**

第１章第２節の３．⑶②に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

**アジアの環境管理における主導的役割**

ＴＥＭＭの枠組みの中で、北東アジアの環境管理において主導的な役割を果たすとともに、地球規模での環境改善に寄与することを目指す。具体的には、共通課題に関する政策対話の推進、環境共同体意識の向上、環境関連の産業・技術・開発における情報交換と協力の促進等を目的とした様々なプロジェクトを日中韓で一層進めていく。また、日ＡＳＥＡＮ環境協力対話や、ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）、東アジア首脳会議環境大臣会合等の多数国間の枠組みを活用し、特にＡＳＥＡＮ諸国やその他のアジア諸国との環境協力の促進に引き続き努めていく。

また、中国、インド、モンゴル、インドネシアをはじめ、アジア各国との二国間環境協力を推進する。

**③地球規模での環境保全への取組**

第１章第２節の３．⑶③に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

**Ａ．農林水産分野における国際貢献**

持続可能な農業農村開発及び森林経営、水産資源の持続的利用の推進を支援するなどにより、農林水産分野における地球環境問題に関する国際貢献に引き続き努めていく。

**Ｂ．合法木材の普及拡大・信頼性向上**

合法性証明の表示など木材のトレーサビリティの確保等に取り組むとともに、消費者等への合法木材の普及拡大・信頼性向上に向けた取組を強化する。

**④民間資金や多国間資金の積極的活用**

**Ａ．民間資金の活用**

第１章第２節の３．⑶④Ａ参照

**Ｂ．多国間資金の活用**

第１章第２節の３．⑶④Ｂに掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

**多国間環境資金メカニズムの強化**

地球環境ファシリティ（ＧＥＦ）や緑の気候基金（ＧＣＦ）等の多国間基金の運営に積極的に参加し、これらの基金が途上国における地球環境保全活動をより効果的かつ効率的に支援できるよう、引き続き努めていく。